

下記の者については、令和 8 年度市民税・府民税・森林環境税特別徴収 8 月分督促状の送達を受けるべき住所又は居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに高石市市税条例（昭和 59 年高石市条例第 7 号）第 6 条の規定により公示する。

令和 8 年 10 月 19 日

高石市長 畑 中 政



記

1. 送達を受けるべき者の氏名及び通知書番号

別紙の通り

2. 送達する書類名

令和 8 年度市民税・府民税・森林環境税特別徴収 8 月分督促状

なお、令和 8 年度市民税・府民税・森林環境税特別徴収 8 月分督促状は高石市役所税務課にて保管しておりますので、来庁のうえ受領してください。

参考法令及び条例

(以下、地方税法及び高石市市税条例より)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

(公示送達)

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び地方団体の長がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示板に掲示し、又は公示事項を地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする。

3 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

高石市市税条例(昭和 59 年条例第 7 号)

(公示送達)

第 6 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を高石市公告式条例(昭和 28 年高石町条例第 25 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

以 上

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税特別徴収8月分督促状 公示送達者名簿

番号	氏名	通知書番号
1	株式会社 SNOPE S	7587333

